

第2回嬉野市議会定例会議案

令和7年5月30日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
3	令和7年5月30日	令和6年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	別冊
4	〃	令和6年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
5	〃	令和6年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	〃
6	〃	令和6年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃
7	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
31	令和7年5月30日	専決処分（第2号）の承認を求めることについて	1
32	〃	専決処分（第3号）の承認を求めることについて	9
33	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて	別冊
34	〃	嬉野市総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例について	12
35	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	14
36	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	17
37	〃	令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）	別冊
38	〃	令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
39	〃	令和7年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
40	〃	建設工事請負契約の締結について	20

報告第 3 号

令和 6 年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和 6 年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業（令和5年度設定分）	円 250, 173, 000	円 105, 561, 000	円	円 105, 561, 000	円 89, 802, 400	円 15, 758, 600	円 15, 758, 600	円 15, 758, 600	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業（令和6年度設定分）	4, 234, 421, 000	2, 003, 293, 000		2, 003, 293, 000	1, 637, 483, 000	365, 810, 000	365, 810, 000	365, 810, 000			
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童クラブ整備事業(子ども・子育て支援整備事業)	51, 106, 000	27, 170, 000		27, 170, 000	23, 940, 000	3, 230, 000	3, 230, 000	630, 000	2, 600, 000		

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 逡次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 逡次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
10 教育費	2 小学校費	大草野小学校長 寿命化改修	942,111,000	7,644,000		7,644,000	3,284,600	4,359,400	4,359,400	4,359,400			
10 教育費	2 小学校費	学校施設バリア フリー化改修(嬉 野小)	円 137,622,000	円 81,290,000	円	円 81,290,000	円 43,998,600	円 37,291,400	円 37,291,400	円 16,831,400	円 6,060,000	円 14,400,000	円
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	地すべり調査観 測測量設計業務 (木場地区)	86,000,000	16,500,000	10,300,000	26,800,000	16,900,000	9,900,000	9,900,000	9,900,000			

報告第 4 号

令和 6 年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和 6 年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備関連事業	円 12,437,000	円 12,437,000	円 12,000,000	円	円	円	円 437,000
		文書管理システム導入事業	15,743,000	13,743,000	13,488,000				255,000
		医療センター跡地活用事業	50,560,000	50,560,000			32,800,000		17,760,000
		市史編纂事業	47,252,000	47,175,000	47,175,000				
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援金(令和6年度こども加算臨時給付)	8,000,000	8,000,000		8,000,000			
		低所得者支援金(令和6年度非課税世帯臨時給付)	90,000,000	84,000,000		84,000,000			

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	新規就農者育成総合対策事業	円 15,468,000	円 9,843,000	円	円 9,843,000	円	円	円
		さが酪農経営向上緊急支援事業	4,800,000	4,800,000		4,000,000			800,000
		農村地域防災減災事業	54,100,000	44,009,000		44,009,000			
		指定農道維持管理事業	9,800,000	9,800,000					9,800,000
		排水機場維持管理	11,889,000	7,155,000					7,155,000
	2 林業費	県単林道事業	3,600,000	3,600,000		1,380,000			2,220,000
		林道維持事業	1,200,000	1,200,000					1,200,000
		キャンプ場費	7,300,000	7,300,000					7,300,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道本通り線舗装補修事業	27,000,000	27,000,000			24,300,000		2,700,000
		市道新設改良事業	70,200,000	64,866,000			53,900,000		10,966,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		社会資本整備総合交付金事業 (市道調査・改良)	7,100,000	7,100,000		3,190,000	2,500,000		1,410,000
		道路メンテナンス事業（橋りょう補修整備）	39,500,000	39,500,000		22,077,000	13,500,000		3,923,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊防止事業	12,000,000	12,000,000		5,000,000	2,500,000	2,500,000	2,000,000
9 消防費	1 消防費	消防設備整備事業	17,145,000	16,645,000			16,600,000		45,000
10 教育費	2 小学校費	合併処理浄化槽接続（久間小）	14,096,000	14,096,000					14,096,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年農地・施設災害復旧事業	円 14,500,000	円 13,300,000	円	円 11,262,000	円 300,000	円 288,000	円 1,450,000
		現年林道災害復旧事業	16,500,000	10,442,000		8,460,000	1,100,000		882,000
	3 その他公共施設・ 公用施設災害復旧費	下不動地区法定外道路復旧事業	5,000,000	4,494,000					4,494,000
合 計			555,190,000	513,065,000	72,663,000	201,221,000	147,500,000	2,788,000	88,893,000

報告第 5 号

令和 6 年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 0 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和 6 年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 事故繰越し額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
10 教育費	2 小学校費	空調設備改修 事業	円 20,115,000	円 8,220,000	円 11,895,000	円	円 11,895,000	円 5,073,000	円 2,400,000	円	円 4,422,000	空調設備の施工 に必要な機器の 一部について、 業界大手の受注 中止により代替 メーカーへの発 注が集中し生産 遅延となり納期 に不測の期間を 要したため。	

令和6年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年政令第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年5月30日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和6年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する たな卸資産の 購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	処理場建設改進黨業 （公共下水道処理場実 施設計）	円 20,800,000	円	円 20,800,000	円 10,400,000	円 10,400,000	円	円		機種のパフォーマンス評価に不測 の日数を要したため。
		管路建設改進黨業 （農業集落排水施設管 路更新工事）	83,853,000	27,924,310	53,800,000	29,600,000	22,500,000	1,700,000	2,128,690		国の緊急対策に伴う事 業で、補正予算成立後 の発注となったため。
合 計			104,653,000	27,924,310	74,600,000	40,000,000	32,900,000	1,700,000	2,128,690		

報告第7号

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和7年 5月30日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和7年 第2回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和6年度 下不動地区法定外道路復旧工事	嬉野町大字 不動山 地 内	4,493,500	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和7年2月28日	令和7年2月28日 ～ 令和7年4月30日
2	財政課	嬉野市役所塩田庁舎1階和室空調設備改修工事	嬉野市役所 塩田庁舎内	1,349,040	随意契約	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和7年5月8日	令和7年5月8日 ～ 令和7年7月31日
3	建設課	6補第7号市道万才堤ノ上線道路補修工事	塩田町大字 馬場下地内	2,475,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 小森 隆昭	令和7年2月19日	令和7年2月19日 ～ 令和7年3月28日
4	建設課	6改第5号市道西山線道路改良工事	塩田町大字 久間地内	8,910,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲562-1 (有)セイワ工業 代表取締役 大川内 正義	令和7年5月1日	令和7年5月1日 ～ 令和7年8月29日
5	建設課	6改第7号市道長野線道路改良工事	嬉野町大字 不動山地内	4,620,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和7年2月28日	令和7年2月28日 ～ 令和7年3月28日
6	建設課	6社第1号市道第一鍋野線道路防災工事	塩田町大字 馬場下地内	5,654,000	随意契約	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和7年2月18日	令和7年2月18日 ～ 令和7年3月28日

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 7 年 第 2 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
7	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-063号 浄化槽設置工事	嬉野市塩田 町大字久間 地内	1, 558, 700	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間乙3468 ナカシマ設備 中島 茂	令和7年2月13日	令和7年2月13日 ～ 令和7年3月21日
8	環境下水道課	令和6年度 五町田・谷所地区 No.1・2エ ジェクターステーション脱臭装置修繕	嬉野市塩田 町大字五町 田地内	1, 870, 000	随意契約	嬉野市塩田町大字谷所甲4437-1 (有)塩田環境開発 代表取締役 小森 直樹	令和7年2月13日	令和7年2月13日 ～ 令和7年3月25日
9	環境下水道課	令和6年度 馬場下処理場 汚泥界面計・ 水位計・電磁弁修繕	嬉野市塩田 町大字馬場 下地内	2, 310, 000	随意契約	福岡県福岡市南区横手1-12-48 (株)西原環境九州支店 代表者 仲元寺 宣明	令和7年2月13日	令和7年2月13日 ～ 令和7年3月25日
10	農林整備課	令和6年度 指定農道五町田中村線 水位計及び電光表 示板設置工事	嬉野市塩田 町大字谷所 地内	7, 425, 000	指名競争 入札	佐賀市駅前中央三丁目2-31 (株)佐賀シンコー 代表取締役 岩田江利子	令和7年2月18日	令和7年2月18日 ～ 令和7年6月12日
11	農林整備課	令和6年災 209-1 武藤農地災害復旧工事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	3, 245, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和7年2月19日	令和7年2月19日 ～ 令和7年6月20日
12	農林整備課	令和6年災 209-2 中野農地災害復旧工事	嬉野市塩田 町大字大草 野地内	4, 884, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529-1 (株)西村組 代表取締役 西村 隆	令和7年2月19日	令和7年2月19日 ～ 令和7年5月30日
13	農林整備課	令和6年度 林道災害復旧事業 林道上不動線災害復旧工事	嬉野市嬉野 町大字不動 山地内	14, 850, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和7年3月5日	令和7年3月5日 ～ 令和7年6月30日
14	教育総務課	令和6年度大規模改造（バリアフリー）嬉野小学 校エレベーター増築工事	嬉野町大字 下宿	58, 203, 200	指名競争 入札	武雄市武雄町大字武雄136 (株)栗原建設 代表取締役 永尾 繁昌	令和7年3月18日	令和7年3月18日 ～ 令和7年10月31日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 31 号

専決処分（第 2 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する必要があった。

専決処分第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成 18 年嬉野市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成１８年嬉野市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「の規定に基づき行う」を「に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第９項中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改める。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第６３条の２第１項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

第８２条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ ２輪のもので、総排気量が０．１２５リットル以下かつ最高出力が４．０
キロワット以下のもの 年額 ２，０００円

第８９条第２項第２号中「第２条第１５項」を「第２条第１６項」に改め、同項

第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を掲示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を掲示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第142条第4号中「年齢12歳未満の者」を「12歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適性化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出

がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4を次のように改める。

第10条の4 削除

附則第10条の5第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改める。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に

換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(２) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(１) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(２) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(１) 第３４条の２、第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定 令和８年１月１日

(２) 附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第６条の規定

令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 3 4 条の 2 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 3 6 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の嬉野市税条例（以下「旧条例」という。）第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、

なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、嬉野市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 嬉野市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 32 号

専決処分（第 3 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する必要があった。

専決処分第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成 18 年嬉野市条例第 161 号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

専決処分（第 4 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 1 号）を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

嬉野市長 村上 大祐

令和 7 年度 嬉野市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,014,420	68,964	3,083,384
	2 国庫補助金	579,480	△46,176	533,304
	3 委託金	7,191	115,140	122,331
19 繰入金		3,359,038	△68,964	3,290,074
	2 基金繰入金	3,359,035	△68,964	3,290,071
歳 入	合 計	21,000,000	0	21,000,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,400,374	0	6,400,374
	1 総務管理費	5,984,978	0	5,984,978
歳 出	合 計	21,000,000	0	21,000,000

議案第 34 号

嬉野市総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例について

嬉野市総合戦略推進委員会条例（平成 27 年嬉野市条例第 21 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 委員の人数を変更するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市総合戦略推進委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市総合戦略推進委員会条例（平成２７年嬉野市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「１０人」を「１５人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
嬉野市条例第 28 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣
府令第 7 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 36 号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年嬉野市条例第 29 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「同法第73条第1項」を「同法附則第73条第1項」に、「第42条第4項第1号」を「第42条第6項第1号」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 37 号

令和 7 年度 嬉野市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度嬉野市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 8, 5 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1, 1 4 8, 5 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の廃止は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 入 歳 出 予 算 補 正

第1表（歳 入）

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		3,083,384	124,569	3,207,953
	2 国庫補助金	533,304	113,469	646,773
	3 委託金	122,331	11,100	133,431
16 県支出金		1,493,757	10,270	1,504,027
	2 県補助金	531,865	10,270	542,135
19 繰入金		3,290,074	9,887	3,299,961
	1 特別会計繰入金	3	4,224	4,227
	2 基金繰入金	3,290,071	5,663	3,295,734
21 諸収入		574,961	5,878	580,839
	5 雑入	343,978	5,878	349,856
22 市債		1,633,900	△2,100	1,631,800
	1 市債	1,633,900	△2,100	1,631,800
歳 入	合 計	21,000,000	148,504	21,148,504

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,400,374	36,575	6,436,949
	1 総務管理費	5,984,978	36,575	6,021,553
	5 統計調査費	20,453	0	20,453
3 民生費		6,429,828	73,302	6,503,130
	1 社会福祉費	3,026,766	59,074	3,085,840
	2 児童福祉費	2,826,205	12,600	2,838,805
	3 生活保護費	576,757	1,628	578,385
6 農林水産業費		855,310	63,070	918,380
	1 農業費	741,420	63,070	804,490
7 商工費		467,924	11,804	479,728
	1 商工費	467,924	11,804	479,728
8 土木費		1,279,428	△37,125	1,242,303
	2 道路橋りょう費	440,941	△37,975	402,966
	4 都市計画費	722,835	850	723,685
9 消防費		671,704	878	672,582
	1 消防費	671,704	878	672,582
歳 出	合 計	21,000,000	148,504	21,148,504

第 2 表 債務負担行為補正

(廃止)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター導入業務	令和 8 年度から令和 9 年度まで	各年度の予算で定める額

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
地 域 農 業 水 利 施 設 ストックマネジメント事業	千円 2,100	普通貸借又は 証 券 発 行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率見直 しを行った後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えることができ る。	千円 1,900	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道 路 メ ン テ ナ ン ス 事 業	9,500	〃	〃	〃	9,600	〃	〃	〃
社会資本整備総合交付金事業	10,500	〃	〃	〃	8,500	〃	〃	〃

議案第 38 号

令和 7 年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 7 年 5 月 30 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳 出 予 算 補 正

第 1 表 (歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		77,919	△4,224	73,695
	1 総務管理費	72,407	△4,224	68,183
8 諸支出金		5,003	4,224	9,227
	2 繰出金	2	4,224	4,226
歳 出	合 計	3,572,258	0	3,572,258

令和7年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		千円	千円	千円
第1款	下水道事業収益	853,916	364	854,280
第2項	営業外収益	589,163	364	589,527

（資本的收入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額173,462千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,196千円、過年度分損益勘定留保資金103,448千円、当年度分損益勘定留保資金61,818千円で補てんするものとする。」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		千円	千円	千円
第1款	資本的支出	624,839	4,000	628,839
第1項	建設改良費	223,701	4,000	227,701

令和7年5月30日提出

嬉野市長 村上 大祐

議案第40号

建設工事請負契約の締結について

嬉野市防災行政無線整備工事について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 嬉野市防災行政無線整備工事
- 2 契約の方法 単一業者との随意契約
- 3 契約金額 172,700,000円
- 4 契約の相手方
 所在地 佐賀市天神1丁目2番55号
 氏 名 日本無線株式会社 佐賀営業所 所長 恩田 和哉

令和7年5月30日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。